

1 調査方法

調査方法	概要
(1) 井戸水使用の現況確認業務	井戸登録の実績がある世帯を2か月に1回訪問し、井戸水使用状況を確認します。
(2) 排水設備接続調査	下水道整備区域内の世帯を訪問して、下水道への接続の有無を確認します。
(3) 他課の井戸関係データに基づく調査	データの中から、下水道整備区域内で下水道使用料をまだ賦課していない事業所について調査を行います。

2 調査結果（令和3年10月1日～令和4年3月31日までに調査したものを掲載）

原因の所在	原因等	件数	発生時期
使用者側	(1) 無届工事による未請求	7件	H28年度以前：5件 H29年度以降：2件
	(2) 使用開始届の未提出（井戸水）による未請求	3件	H28年度以前：1件 H29年度以降：2件
	(3) 申請内容の不備等による未請求（※注①）	1件	H28年度以前：1件 H29年度以降：0件
当局側	(4) 事務手続き上の不備による未請求（※注②）	0件	H28年度以前：0件 H29年度以降：0件
	(5) 確認不足による誤請求（※注③）	16件	H28年度以前：16件 H29年度以降：0件
合計		27件	

【※注①】申請内容の不備・・・使用開始届に井戸水使用等の記載がなかったため未請求が発生したものや、毎年、調査する使用人数等（変更）届の提出遅れによる遡り請求も含む。

【※注②】未請求の原因・・・併用世帯（上水道と井戸水を使用）において、使用開始時に上水道のみに下水道の使用開始を入力したため、井戸水に対し下水道使用料の未請求が発生したもの。

【※注③】誤請求の原因・・・使用状況を把握せず下水道使用料を誤って請求していたもの。